

## (2) 財団法人とよなか男女共同参画推進財団あり方検討部会の検討概要

### ◆ 第1回財団あり方検討部会（平成17年6月9日）概要

<案件>

1. 豊中市行財政再建指針策定の趣旨
2. 基本的な考え方について
3. 指定管理者制度の導入
4. 公共施設の有効活用について
5. 今後の進め方

#### ○あり方について

- ・男女共同参画の推進という名称は堅持すべきである。
- ・あり方の検討は財団のソフトプログラムを検討するものであり、すてっぷという館（施設）の検討でない。
- ・館に本課を移している市もあるが、館に本課を移すべきでない。
- ・この検討会は当面、国際交流センターの移転についての検討はおこなわない。
- ・検討する場合に市の財政状況を勘案する必要がある。
- ・市民意見をどのタイミングで聴くかを留意すべきである。又、市民説明会の名称は双方向性の確保という点から公聴会にする方がよい。

#### ○指定管理者について

- ・指定管理者になると事業の線引きをどうするか検討必要。
- ・ある県では、複数の施設を持つ財団が指定管理者となったが、その際、総務の部分は統合した。

#### ○全体について

- ・総合計画や男女共同参画計画に財団が位置づけられている事は、財団の存在意義と言える。
- ・財団の役割としては政策提言、シンクタンク、中間支援等が考えられる。
- ・職員が外向いてコーディネートするような事業も必要である。

### ◆ 第2回財団あり方検討部会（平成17年10月1日）概要

<案件>

1. 指定管理者制度の導入について
2. 財団の存立意義、評価の観点からの検討項目
  - ①事業の成果、効果
  - ②財団の必要性(公共性・効果性)
  - ③市と財団の役割分担
3. 経営の健全化・効率化の観点からの検討項目
  - ①自立的な運営・管理の再構築
  - ②事務事業の執行と評価の実施

#### ○指定管理者、センター条例について

- ・国際交流センター、すてっぷについては5年後公募である。両施設は公募になじまないが、全国的な傾向もあり当市でも公募という形になった。

- ・ 直営にした県もある。公募は雇用継続に不安があるのではないか。
- ・ 公募になった時の選定基準は、地域性、総合計画との関連性、事業の内容、公正労働基準などがポイントとなる。
- ・ 指定管理者の申込み要件は市内に活動の基盤をおく団体にならないか。事業の継続性も重要な要因である。
- ・ 職員体制についても人数、経験の有無など規定すべきことがある。
- ・ 5年後の姿を具体的にイメージして、そこに向かって何をするかを考えるべき。そのためには2、3年でここまでやるという目標をたてる必要がある。
- ・ 5年後の公募の際は、費用を厳密に積算する必要がある。
- ・ 5年後の公募の際の基準をつくる時、現在のサービスの質を下げないのは当然で、その中身が重要である。
- ・ 市がどこまで補助するのか明確に示す必要がある。センター条例第14条の「市民の平等な利用」を変に解釈されないように。
- ・ 利用料金制は目的施設の性格から採用しない。

#### ◎あり方について

##### ○事業の基本方向、重点業務と中・長期的計画、実施計画の策定について

- ・ 財政基盤（自主財源）についての取組項目が必要である。
- ・ 経費の削減は、大きな期待はできない。財団事業の絞込み、特性の発揮、市民団体へのシフト等を考慮して、財団事業の再構築を検討する。
- ・ ある財団は存在意義として掲げているのは「NPOとの協働」。すべてのプログラムでどこまで協働できるかを検討し、組み換えを行なっている。
- ・ 「地域のすてっぷ」を次の5年間の方向性にしてはどうか。
- ・ 教育委員会と連携して、情報活用の事業の一環として、女性情報の活用という事業をやってもらってはどうか。

##### ○全体について

- ・ 市民サービスの向上を図るための職員配置の工夫が必要である。
- ・ 他団体との協働、連携が大事。市は全庁的な調整、事業は財団の方向で。
- ・ 地域性、協働がキーワードになると考える。何をどう発展させていくのかをここで議論していく必要がある。
- ・ 市民がどう考えているのかりサーチをする必要がある。市民を如何に取りこんでいくかが大切
- ・ 豊中の特徴として校区組織や公民分館と連携すべきではないか。

#### ◆ 第3回財団あり方検討部会（平成18年2月11日）概要

##### <案件>

1. 指定管理者制度の導入について
2. 財団のあり方検討案について
  - 自立的な運営・管理の再構築
  - 機動性のある人事・組織体制
  - 適正な財務管理と財源の確保

### 3. 利用市民・団体との意見交換について

#### ○指定管理者制度について

- ・審査委員会は設置しなかったのか。他市の例で公募ではなかったが、委員会を設置して議論した。
- ・5年後は必ず公募。その後5年ごとに公募を繰り返す予定。
- ・政策がらみで事業を行う男女共同参画推進センターのようなところが公募になじむのかという疑問は残る。事業と施設の管理に分けて事業だけは公募していないところもある。
- ・事業と施設管理を分ける方向も検討する必要がある。

#### ◎財団のあり方検討案について

##### ○自立的な運営・管理の再構築 ○機動性のある人事・組織体制

##### ○適正な財務管理と財源の確保

- ・すてっぷがどう変わるのかを具体的に提示する必要がある。外部との協働が中心に書いてあるが、自立的な運営とどうつながるか分からない。部屋の運営を団体等に任せるのであれば、経営としてやってもらって採算をとってもらくらの気持ちがないと改革にはつながらない。男女共同参画の骨太な方針がない印象を受ける。
- ・どこを守ってどこを切り捨てるかをはっきりさせるべき。もし、補助金が半分になったときにどうなるかを考えるべき。
- ・国際交流センターのように、財団の事業を市民の事業に置き換えていく議論が必要である。財団の仕事は市民に対する支援、アドバイスが中心である。
- ・この資料を読む限りでは財団が中心で事業を行うという印象はぬぐえない。事業が変わらない限り効率化は実践できない。
- ・市民活動の拠点にするのならば、提案事業のコンペティションで市民にまかせ、段階を踏んで、5年後収益事業にするなど、フロアプラン・マネープラン・運営プランの3次元で考える必要がある。
- ・市民がやるべきことと、行政がやるべきことをはっきりさせる必要がある。啓発、相談、専門図書の収集などは行政が行い、その他は提案・公募というように色分けをはっきりすることが大事。
- ・効率化以前に行政として必要などころをはっきりさせないとおかしなことになる。民間に任せるところは任せべきだが、あくまで、男女共同参画の問題を解消するためのセンターであることが大切である。
- ・NPOが連合すれば総合力もある。5年後の公募を考えると、とって替わる可能性があるのではないか。
- ・小さな子育て支援グループが大きな組織になっているところもある。ただ、総合的な事業は無理ではないか。
- ・NPOを育てて、専門的にできる組織にして、事業共同体として一緒にやっていくやり方はある。
- ・講座や協働事業などは市民が中心でやっていくのならばそれをはっきり謳い、コーディネート機能・コアになる役割の位置付けを明確にする必要がある。

- ・市民の活動内容を評価するシステム、市民の活動を評価できる専門性が必要である。男女共同参画の推進・理念を分かってもらふこと。専門性を持つことプラス人材確保で財団の機能を高めること。
- ・中間支援機能・調査研究機能としての役割を明確にする必要がある。
- ・市派遣職員については見直しが必要である。

#### ○貸室事業

- ・現行の貸室の基準では収益事業は無理であるが、基準を見直すことが必要か他の財団の状況もきく必要がある。
- ・企業等の男女共同参画の研修のために、講師と部屋のパッケージを売り出すのはどうか。
- ・貸室は単なる貸室ではない。男女共同参画推進センターを知っている人はまだ少ないので男女共同参画の啓発の効果がある。

### ◆ 第4回あり方検討部会（平成18年7月7日）概要

<案件>

1. 男女共同参画推進財団のあり方検討中間報告書について
2. 経営の健全化・効率化の観点からの検討項目
  - ①平成18年度事業から
  - ②平成18年度財団予算から
  - ③施設利用状況からの検討
  - ④現行組織体制からの検討
3. その他

#### 1. 男女共同参画推進財団のあり方検討中間報告書について

○基本方向等の再確認。

○重点課題の再確認。

- ・前回のご意見の中で補助金が半分になったときにどうするか考えるべきだという内容があったが、そうすると財団の事業は成り立たない。事業を市民と共同する形に変えていくにしても具体的にどのように考えていけばいいのか？中間支援機能という言葉の具体的なイメージは？
- ・中間支援機能とは、官立民営の意味もあるが、行政とNPOなどの中間という意味だと理解している。男女共同のプログラムを試験的にしたり、人材育成をしたりするなどの役割である。市民グループ、NPOへの支援として、研修企画・事業計画を作ることなどが挙げられる。
- ・財団主催の事業を市民にシフトすることは大事。市民が企画力をつけるために、どういうニーズがあるのかを調査研究することが必要になる。
- ・市民団体を育成・支援するという観点からの事業に絞るべきではないか。
- ・この財団はセンターを運営するためにつくられた。市民団体の育成は建物がなくともできるが、一般市民がここに来ることをきっかけに市民団体をつくったり、事業を実施するときには市民とのタイアップもあるのではないか。一般の市民向けが全くないというのは難しい。
- ・一般市民対象だけにとどまるのではない。ネットワーク形成も中間支援の一

部であり、団体であれ個人であれ動かすことが大事である。

- ・補助金が半分になったときは極端である。それくらいの意気込みで検討というように解釈すればよい。

## 2. 経営の健全化・効率化の観点からの検討項目

### ①平成18年度事業から

#### ○平成18年度事業実施一覧表に基づき検討

- ・センター条例に基づき一覧表のような事業を展開している。各事業それぞれ地域に密着ということで、自主グループが生まれている。事業についてスクラップ&ビルドを踏まえ検討もしているが、現段階では、この事業をこうしていくという具体的な案を示すには至っていない。
- ・来館、財団主催の講座を受講した人に働きかけ自主グループを作っている。
- ・自主グループから市民への呼びかけが大切である。
- ・団体が企画力をつけるために、情報・場所の提供、講座（NPOの会計処理、法人の作り方、プログラムの作り方など）の援助をする必要がある。
- ・立ち上がってからもきめ細かいサポートが必要である。
- ・2次、3次利用していただける支援が考えられないか？
- ・公民分館（41）の自主的な運営など、豊中は特徴がある。公民分館で男女共同参画を取り扱ってもらえるように、そこで活動している人たちにノウハウを提供してはどうか。
- ・一緒にやりましょうという投げかけはしているが、手法はどうすればいいか？
- ・公民分館協議会、公民館と両方から働きかけることが必要。

### ②平成18年度財団財源内訳から

#### ○財源内訳表に基づき検討

- ・指定管理料・補助金は、ほぼ80%が人件費である。内訳表のとおり情報・相談を除く交流、学習・啓発、調査研究事業はパソコン講座など事業収入で実施している状態であり、情報、相談はこの館の大事な位置付けの事業である。
- ・人件費の補助と、プログラムの補助では補助金の質が違う。プログラムに対する補助が減った時よりも、人件費に対する補助が減った時の対応を考えないといけないのでは。5年契約であれば補助金を減らすことはないのでは。
- ・人件費・事業費ほぼ指定管理料で支払っている。指定管理料は年度協定で毎年変動する。
- ・そんなに大きく変わることはないのでは。そうでないと契約できない。漸減することはあると思うが…
- ・有料講座を増やすことにより、若干は頑張れるが。

### ③施設利用状況からの検討

#### ○年度別貸室使用状況および平成17年度貸室使用状況表に基づき検討

- ・毎年度少しづつではあるが、部屋の利用率は上昇している。しかし、駅前の利便性の高い立地条件から有効な方策は？

- ・(目的使用でなくても)一般でも共催事業として、料理教室、お茶、お華の誘致をすべきでは?着付けも流行っているし、書道や詩吟などは?でも、利用促進についてはスタッフで検討すべきでは?
- ・企業に使っていただけることはよい。常連になってくれる。
- ・こんなところも使ってよという PR は必要。
- ・登録団体制度はつくりたくないのか?目的使用の登録団体と一般使用の登録団体をつくってみてはどうか?割引などをつけるなど営業努力をしては?
- ・登録団体は是非つくりたいと思っている。  
—市民運営会議のイメージについて説明がある—
- ・理事会との関係から難しいのでは。運営推進会議(館長の諮問機関)の意見を参考にして理事会で館長が発言しているところもある。
- ・市民連絡会議のイメージであるが、今後検討したい。

#### ④現行組織体制から

##### ○平成18年度運営体制・事務局体制表に基づき検討

- ・今の総務課と事業課という枠組みを越えて、館の一体化ができないかと思っている。
- ・市民向けにカウンターが一つであることは必要だと思うが、職務分担は必要なのではないか。
- ・グループ制のようなイメージである。
- ・市民サービスの向上にどのくらい寄与するかという観点が必要。受付カウンターの後ろの壁を取り払ったらどうだろうか。
- ・カウンターに張り付く人がいたらいいのでは?受付の窓口は NPO に委託しているところもある。
- ・誰でもが何でもやれる組織が理想、館に愛着がなければいけない。
- ・カウンターには全体を把握している人がいる。その場で判断できることが必要だ。ある施設の評判が悪いのは中に事務所があって行き来しているためと聞いたことがある。
- ・組織変更については、なお十分検討が必要である。

<結論>事業、予算、利用率、現行組織から検討するも、P9の重点課題を具体的に「こうする」という結論を出すことは困難である。引き続き課題の検討していくが、毎年度、予算段階における協議等を通して次年度に反映すべき課題を理事会に諮っていくこととなった。

### 3. 中間報告書の重点課題の着実な実施について

#### ○事務局より挿入文について説明

- ・職員全員とあるのは誰のことか?
- ・すてっぷの職員という意味だが、職員参加による合意形成とは、秋の予算要求の時期に職員全員で話をするという意味である。
- ・職員全体で検討するのはよいことだが、あるところでは NPO 協働専門委員会を

作って3年がかりで、どういう団体を育成するのか、どういう事業を委託するのか検討した。すてっぷの事業も協働検討委員会を館長とスタッフの一部と外部で立ち上げたらどうか？

- ・協働専門委員会の構成員はどうなっているのか。
- ・行政の担当課長、女性情報の専門家、ボランティア協会などだったと思う  
一つ目は、協働を図っていく事業を検討する。二つ目は委員会を作る。の2段階でうたうのがよいのでは？単にシフトではない。

#### 4. 今後のスケジュールについて

○事務局より、あり方の検討についての市民との意見交換会を予定している。

- ・それは財団のあり方への意見をもらうのか。すてっぷの意見ならば出しやすい。
- ・検討しているのはあくまで財団のあり方なので、すてっぷのあり方という焦点がずれる。十分な説明がいる。
- ・ただ単にあり方についてと投げかけても市民はわからないので、論点を整理しておく必要がある。市民に組織内部のことに関して聴いても仕方がない。基本方向についてどうでしょうか？と問いかけて、意見をもらって、基本方向を肉付けする方向でどうだろうか。協力、協働、連携をしていきたいと訴えるなど。
- ・わかり難いことに対して意見をもらっても建設的ではない。基本方向も整理して出すべきでは？
- ・意見交換会と銘打っても質問会になりがち、意見聴取の場になるようにする必要がある。
- ・資料はA4 4枚で表裏でA3 1枚程度がよいのでは。
- ・行政・財団はこのように困っている。みなさんのお知恵を貸してほしい。動機付け、関心が必要。個別の各論にいかず、幅広く行くほうがよい。
- ・そのあたりを検討して資料を作成したい。

#### 5. その他

- ・重点課題の独自の雇用システムの研究であるが、現在の財政状況からして実現は難しい。
- ・とよなか国際交流協会のあり方検討中間報告書について、国際交流協会の中間報告のポイントは、「専門職員制度の新設」で、平成18年4月から実施している。
- ・公益法人制度改革の動向について、法律は6月2日で公布されたが、施行日は決まっていない。民法その他の関連する法律の整備が必要であり、その動向を注視する必要がある。

### ◆ 第5回財団あり方検討部会（平成19年1月12日）概要

<案件>

#### 1. 市民意見交換会について

- (1) 12月26日の報告 (2) 次回の持ち方について

#### 2. 今後の日程について

### 3. その他

#### 1. 市民意見交換会について

##### (1) 12月26日の報告 ○理事 ⇒事務局

○意見交換会の説明や出席者を聞くと、理事が出席すべきだったと思う。しかし、出席の依頼も何もなかったもので、その辺はどうだったのか。

⇒交換会で、理事には声をかけていない旨説明した。

○論点をしぼらず意見を聴いたので、市民の質問が中心になっている。ごもつともというしかない。

○この意見は、入り口のところで詰まっている。

○財団の組織内部のことを市民に聞いても仕方ない。市民が答えにくいのは当然だ。

⇒その点については反省している。また、市と財団の意見が食い違っているという印象を与えてしまったように思う。その点を踏まえて次回の市民意見交換会の開催の仕方を今日議論したい。

##### (2) 次回の持ち方について

###### ○資料について

・繰り返しになるが、重点検討課題に絞った資料をつくれればよいのでは。「1. 自立的な運営・管理の再構築」の①～⑧までを示して、今後どういう形がよいかを聞く。市民は経営健全化のみの意見を聞かれていると思っているのではないか。

・財団のあり方というより、すてっぷの運営のあり方の方が市民には伝わりやすい。

・男女共同参画の推進というすてっぷの理念を実現するためのあり方であるということをはっきりしないといけない。男女共同参画推進が消えてしまうのは良くない。

・財団の目的は男女共同参画の推進。しかし、健全化を抜きにしては考えられないという立場を明確にする。そのためには、健全化の必要性について市民に対して理解を求めないといけない。その上で男女共同参画を進めるための重点課題を示して、意見を聞くべき。

###### ○意見交換会の持ち方について

・すてっぷは経営健全化を迫られている中で、重点検討目標のように考えてみたと説明し、市民にプラスアルファを聞くという流れでどうか。

・①市民活動団体との協働による男女共同参画社会の推進②行政との協働による男女共同参画社会の推進③財団運営の効率化と事業効果の向上についても聞いてみてはどうか。財団そのものの事業を市民に理解してもらうことも大切なあり方。そこも市民と一緒に検討した方がよい。

・次回までに広報期間を十分に取らないといけない。

###### ○決定事項

・前回の意見に対する回答については、市と財団で調整しながら作成する。

・日程調整の結果、次回の市民意見交換会は2月13日(火)の18:30から。広報はチラシとHPとする。広報は財団が担当する。

#### 2. 今後の日程について ○理事 ⇒事務局

○あり方検討については、いつ結果を出すのか。

⇒本年度中にお願いしたい。今後は、意見交換会、あり方検討部会、評議員会、理事会という流れを考えている。

○7月の概要を読み返すと、具体的な提言が見えてこない。あり方検討部会としてもう少し、こうしたら良いのではなど、具体的なイメージを喚起させるようなものを作らないといけないと思っている。

○自立的な運営の再構築が健全化だけに限られるのは良くない。事業も含んだ方が良い。財団独自でキャッチフレーズ、雇用システムなどを議論してみてもどうか。

○報告書には目玉が欲しい。

⇒「地域のすてっぷ」がそれに当たると考えている。

### 3. その他

- ・市民に財団のシステムを理解してもらえていないのではないか。公金を投入して運営している限り、市と表裏一体であるが、財団は市から金を貰っているから意見を言えないとは思っていない。また、市民も条例に外れて好きなことができるというわけではない。
- ・財団は評議員会、理事会で動くので市民は置いてきぼりにされている気がするのでは。市民がもっと関わられるようにしなければいけない。

## ◆第6回財団のあり方検討部会（平成19年3月16日）概要

### <案件>

#### 1. 市民意見交換会について

○2月13日の概要報告と感想、意見交換

#### 2. 最終報告書（案）について

#### 1. 市民意見交換会について

○市民意見交換会の主な感想

- ・財団の日常の活動を詳しく知らなかったが、センターのオープニングに際して、市民は、財団と一緒にやってきたことが、むしろ便利使いされた、という不満が強く感じられた。市民が主体的に発展していく形で協働しなければ、今後の関係もまずくなる。財団は市民との関係修復を図っていく必要がある。
- ・財団に対してだけではないと思う。オープニング当初の市民とのもつれについては把握しておく必要があるのでは。
- ・センター設立当初、市民実行委員会形式でオープニング事業がイベント、展示などいくつかの部会に分かれて検討された。部会で企画されたものがオープニング事業に反映されなかったことがあったのではないだろうか。関係修復をはかるには、並々ならぬ努力が無ければ難しいと強く感じた。

#### 2. 最終報告書（案）についての主な検討内容

○主な検討内容

- ・「中間支援組織」という言葉は、市と市民(団体)の両方を支援するという意味でとらえられる曖昧さがあるので、「市と市民の中間にあって、市民や市民団体を支援する組織」とい

う意味合いを明確にする。

- NPO という言葉について、NPO を法人化された団体と狭く解釈する人がいるので、「NPO」は使用せず、「市民団体」という言葉で統一する。また、前文は同じ内容の繰り返しがあるので整理する。
- 理事会での議案の承認事項ではなく、あり方検討部会での検討結果で、同意を得るものという意味合いで、「案」ではなく「報告」というかたちにする。
- 「市民との協働」と言った場合、色々な受け止め方があるので、よく考えて記述する必要がある。
- 市民を対象化して書くときには、市民が自主的に参画していくという意味の表現や「市民参画」という表現にしたほうが誤解を招かないのではないか。